

〒592-8585

大阪府高石市加茂4丁目1番1号

高石市役所 税務課 市民税係

電話 072-275-6097(直通)

072-265-1001(代表)

内線 1113、1118、1121

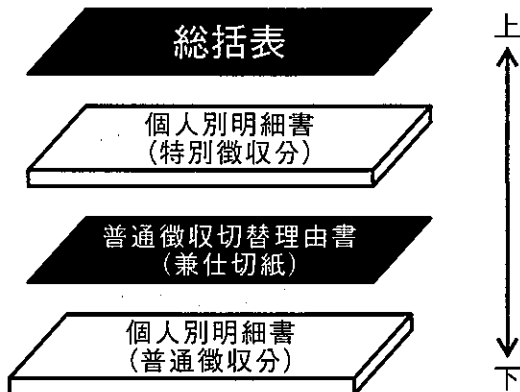
給与支払報告書の提出について

平素は、本市税務事務にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

給与支払報告書(個人別明細書)の提出の際は、必ず別紙給与支払報告書(総括表)を添付し、下記の記載事項等にご注意のうえ、令和7年1月31日までに提出ください。(報告人員がゼロの場合は不要です。)

※総括表の記載内容に誤りや変更がある場合は、正しい内容に朱書きでご訂正くださいますようお願いいたします。

【提出時の綴り方】



①個人が確定申告をする場合でも提出が必要です。

②令和7年1月1日現在(退職者は退職時)高石市に住所のある方で貴事業所から令和6年中に給与等の支払いを受けた方について、給与支払報告書をご提出ください。(中途退職の方、臨時・パートの方も含みます。)

③個人別明細書は各人1部ずつ、ご提出ください。

④給与支払報告書提出後に、特別徴収対象者に退職・転勤等の異動が生じた場合は、異動届をご提出ください。

【◎個人別明細書について】

- ・受給者のフリガナ、生年月日、住所、氏名、個人番号は必ずご記入ください。(同姓同名間違い防止のため)
- ・(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号についてもご記入ください。

〈以下の項目で該当のある場合は、摘要欄に必ずご記入ください〉

- ・前職分の給与等加算額、支払者等をご記入ください。
- ・控除対象扶養親族及び16歳未満扶養親族がそれぞれ5人以上いる場合、必ず5人目以降の氏名等をご記入ください。
- ・退職予定者は退職予定日をご記入ください。

個人住民税の特別徴収義務者の 一斉指定について

大阪府と府内全市町村は、平成30年度から、原則としてすべての事業主の方を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの特別徴収を徹底しております。

これからも個人住民税の特別徴収について、関係団体や事業主の方への周知活動を行い、令和7年度以降も、より一層の適正な運用を行いますので、個人住民税の特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

eLTAX(エルタックス)による 申告・納税をお願いします。

令和元年10月から地方税共通納税システムがスタートしました。

地方税共通納税システムでは全ての都道府県、市区町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができ、地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。

また、給与支払報告書の提出や法人市町村市民税等の申告も電子で行うことができます。eLTAXを利用することにより、申告から納税までの手続きを一連で行うことが可能となりますので、ぜひご利用ください。

ご利用の流れや手続き方法は下記の地方税共同機構へお問い合わせください。

ホームページ：eLTAX(<https://www.eltax.lta.go.jp>)